

# 高比良元 中央後援会通信



条例制定について先頭に立って  
取り組んできた私にとって、この日は  
生涯忘れ得ぬ日のひとつとなりました

## 福祉と人権

一般に、福祉とは、公的配慮により社会成員が等しく受けることのできる安定した生活環境の実現をいい、人権とは、人が人間として当然に持っている権利をいいます。

高比良元県議は、『障害者問題は必ずしも福祉（配慮）の問題のみではなく、人権の問題でもある』との信念から、これまで障害者問題を解決するための基本的な条例制定に向けて心血を注いきました。その努力の成果でもある「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（障害者差別禁止条例）」が、5月22日の県議会本会議で全会一致により可決成立了。本条例は、国連における障害

者権利条約への批准に向け法律制定の後押しをするものでもあります。確信しています。

（現障害者基本法は、障害を理由として差別をしてはならないこと、及び不利益な取り扱いをしてはならないことが明文化されていますが、この規定は抽象的に裁判規範性になり得ていません。しかし、何が差別でないこと。即ち、何が差別であり、何が差別でないのか、具体的な基準が示されていないことから、障害者が差別を受けたことを举証する責任を負わされていて障害者に不利な法律となっているのが現状です。）

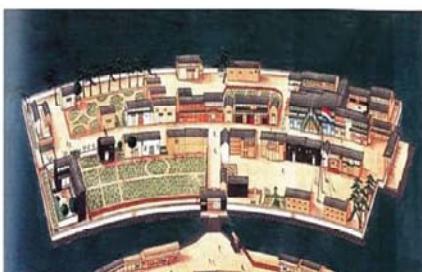
これまでのように、「何が、どうすることが差別にあるのか」の判断を個々人の良識に委ねるのではなく、一定の行為類型毎に行つてはならない差別、即ち障害を理由とする不均等待遇や、合理的な配慮に基づく措置の欠如を規定することによって、差別の尺度を客観的に明確にしていく、そのことによって、障害者と健常者の対立を事前におさえ、相互に優しく接しあうことができる社会環境を醸成していくとします。

今日の社会は自由競争を

基本原理とした結果、合理性や費用対効果を追求し、不合理なものは排除されてきた経緯があります。公共事業も例外ではありません。しかし、このようにすることは必ずしも現在では許されることではありません。

この成立した条例は民間のサービス事業者等における差別の排除を努力義務とすること以上に、一歩踏み込んだ規定としていることや、差別の紛争事案において、差別に当たると判断されたその原因を除去しようとしている当事者を公表すること、さらには、障害者にとっての物理的な障壁等をより積極的に除去していくための事業化を助長する仕組みなども盛り込こむことにより、人間ひとりひとりがその人らしく地域社会で自立した生活を送れる環境をより整備しなければならないと規定しています。このことは、個人の尊厳を基調とする我が国憲法の下（憲法第十一條の基本的人権並びに第十三条の幸福追求権及び第十四条の法の下の平等）、当然の立法ともいえる条例であると考えております。

出島橋の復元の陰の推進者は自己犠牲を受入れた住民と高比良元県議との信赖によるものと言えます



## 相手の立場の理解を

公共の福祉を根拠として個人の権利を制限することができるその法律が土地収用法である。

長崎市は、「長崎観光振興のために」を公共の福祉と見做し、出島（外人居留地）と陸地（国内）を連結した唯一の橋の復元を事業化した。そのため、そこで生活を行っている者への強制退去を申し出た。

市当局は、相手の立場を考慮することがない合理性のみ（土地収用法まで持ち出した）を追求した冷徹な対応であった。

高比良元県議は相手の将来への不確実性の苦悩を共有し鋭意交渉にあたり自発的な立退きの協力を得た。出島橋の復元は自己犠牲を受け入れたこの住民の勇気により実現される。

出島橋の復元は自己犠牲を受ければならないと規定しています。このことは、個人の尊厳を基調とする我が国憲法の下

## 合併町の振興

長崎市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、外海町、(2005年1月4日)、琴海町(2006年1月4日)の合併。

長崎市は、長崎地域合併協議会において合併町の振興を約束したが、未だに履行されていないのが大部分である。

今ここに、ただ一人、合併町から選出された県議がいる。その県議は、高比良元である。したがって、合併町の振興が高比良元県議の使命である。とともに、彼なくしては合併町の振興は進展しないと確信できる力をしていているのは、合併の渦中おり、かつ、諸問題を熟知している前三和町長であつた高比良元県議だからである。

合併町の諸問題は、多種多様にあるが、まず各合併町の住民が優先するのは道路問題である。今回は、この問題に主眼を置き会員の皆様に通信します。

### 高島町

知事に陳情する高島自治会長等一行  
(紹介議員高比良元)



の生活を守るために貨物等の海上輸送手段を確保しなければならないとの憂いから、県議会本会議での救済要請、県・市の関係部課長を集めた府内会議や地元自治会長さんとの協議や署名活動等により率先して救済活動を行った結果、現在、崎永海運が自社のバージン船を曳船で運航する大変有難い取り組みで急場をしのいでいる。

しかし、海路も公的道筋と見做すことにより行政上の救済処置の活動を継続中である。

等の貨物輸送フェリーが、伊王島大橋の完成等による荷の減少を受け撤退する。しかし、行政は貨物の内航海運に対する補助制度がないこと等を理由に事態の推移を見守ることに止めた。

高比良元県議は高島町の住民の生活を守るために貨物等の海上輸送手段を確保しなければならないとの憂いから、県議会本会議での救済要請、県・市の関係部課長を集めた府内会議や地元自治会長さんとの協議や署名活動等により率先して救済活動を行った結果、現在、崎永海運が自社のバージン船を曳船で運航する大変有難い取り組みで急場をしのいでいる。

### 香焼町

現在太陽光発電所として活用



伊王島総合開発センターでの意見交換会(平成24年3月11日)伊王島大橋の架橋により住民の暮らしの安全安心は増した

が、①交通弱者にとっては、伊王島から大波止への旅客船が便利であったこと。②レジャー客の路上駐車の問題が生じていることの意見があつた。①に関してはバス運行の増便で不十分ではあるが、利便性を増やす協力をバス会社が行い。②に関しては県港湾施設の利用範囲の拡大を当局に認めさせることによ

り路上駐車問題に対応している。香焼公民館での意見交換会(平成24年3月18日)でテツゲンの広大な炭鉱跡地活用をとの意見があつた。

### 野母崎町

### 三和町



野母崎町並びに三和町は長崎市の南端に位置し遠くて不便と言われる程地理的条件に恵まれていない。

### 伊王島

住民とフェリー利用者とレジャー客との駐車問題の解決を



## 外海町

池島航路の神浦港桟橋の老朽化が顕著で台風による被害が確実視される



神浦港桟橋改良事業決定



県道神浦港長浦線改良計画(外海側)決定



大野浜海岸の砂流失原因調査決定



黒崎川河川環境整備事業



黒崎漁港防波堤改修工事決定

## 琴海町

長浦の中腹地域15世帯の簡易水道では水の使用に制約が生じて心労あり



上水道敷設事業推進の為  
関係当局と鋭意交渉中

琴海赤水公園から見える形上湾や大村湾は市民の憩いの場所である。しかし、長浦からの道路は狭くて危険である



県道神浦港長浦線改良事業(琴海側)工事履行中

琴海中学校前信号に係る停車位置不備のため生徒の出入りが危険な状況である



国道206号交通安全対策事業決定

琴海戸根町 国道からゴルフ場方向出入口付近は6交差点が集中し危険な状況である



畠刈トンネルは車道が狭く、かつ照明が暗く事故の発生が予見でき利用者は不安でした



畠刈トンネル改良事業で照明問題を解決しました。

## 三重町

高比良元を囲んでの三重地区振興協議会では活発な意見交換が行われました。その意見をうけ、直に実現された主なものを通信します

多以良川の土砂の堆積が船のスクリューにあたり通行障害



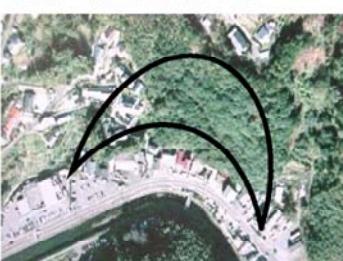
該当部分の浚渫工事実施決定  
(平成25年7月予算付け)

多い交通量に対し不整備な歩行者対策



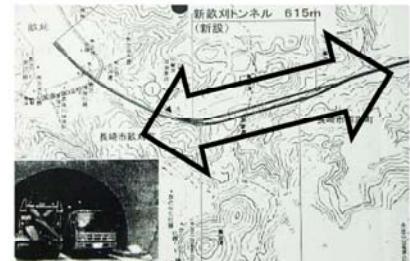
畠刈線歩道整備実施に向け県当局の積極的な実地調査

今にも崩壊しそうな山の斜面に豪雨の度に恐怖を感じる



急傾斜崩壊地対策事業化に向け県当局の積極対応

畠刈～琴海線 高比良元県議の熱意ある行政との交渉により待望の新トンネルが実現する



平成25年8月起工～平成28年2月完成予定

## 東長崎地域における各地区の意見交換会で生じた異口同音の陳情

網場～矢上～古賀～中里の県営バス料金が高い！



たかひら元政務調査事務所兼後援会事務所

〒851-0402 長崎市晴海台町2番地9 TEL/FAX: 095-892-1825 e-mail: [info@takahira-hajime.jp](mailto:info@takahira-hajime.jp)  
ブログ : <http://takahiragen.blog54.fc2.com/>

## 中里地区

河川法と住民の安全性の選択  
下記写真からも河川転落危険性が十分に推測できる案件です



八郎川安全施設設置事業を県市との協議で推進

## 茂木地区

画期的な行政財産の有効活用今まで行政財産の積極的処分は法的かつ行政的規制により避けていた。それは市民に対する怠慢行為である



長崎南商業跡地を工業団地として整備し企業誘致を促進

# 以人为本(いじんいほん)の政治を

住民の声に基づき住民の利益のためにする政治

## 費用対効果

行政においては、主として費用対効果の尺度を優先して社会資本への投資を行っています。その結果、長崎市内周辺部においては、特に幹線道路の整備が立ち遅れているところが多いのが現状です。

高比良元県議はこのような地域の特産物や資源について問題意識を有する者と鋭意協議しその地域振興を推進しようと働きかけています。

しかし、地域振興を行うにもその重要な前提条件である道路整備が不十分です。今、各周辺部の住民より強くその改善が求められています。

行政はこの実態を承知しながらも、費用対効果の束縛により事業化までは至らず、その結果、いつまでも問題が先送りされてしまいました。

地元から粘り強く必要性を訴える陳情・要望を繰り返すことも大事ですが、そうした取り組みと合わせて、やはりその問題に关心を持つ議員が積極的に執行部の理解を求める取り組みが何より重要です。

今般、高比良元県議は各地区



平成十一年から先送りされた案件  
(県道深堀三和線深堀工区)が事業化に向け再始動



深堀地区  
ご高齢者等の為に道路改良を行いコミュニティバスを早急に運行させる必要がある

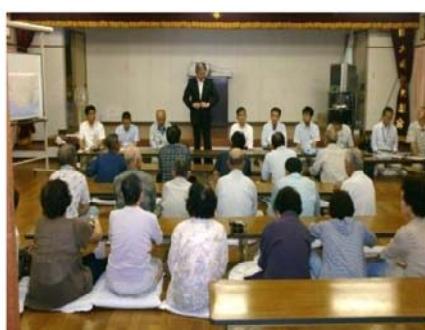
の自治会長さんや老人会長はじめ、まちづくりに積極的な役割を果たしている人たちと、県・市の道路行政の事務方の責任者との間で、直接現場を踏査し意見交換を行う機会をつくりました。

茂木地区：市街地や高速道路とのスムーズなアクセスの実現を要請



国道324号改良予定地の現地調査

大崎・千々地区 安全なビワ道路をつくる！



主要地方道野母崎宿線改良要望箇所等の協議

定住環境を整えるために幹線道路の改良は不可欠

飯香浦地区

高比良元県議に請願された網場町～飯香浦～茂木までの直通のバス運行の実現！



主要地方道野母崎宿線飯香浦工区工事計画の説明等

飯香浦の橋梁設置完了後から茅木までの今後の道路改良工事の詳細説明。その説明で判明した安全に対する欠如。その対策とした歩道設置の必要性の要請を行

たかひら元政務調査事務所兼中央後援会事務所

〒850-0032 長崎市興善町4番1号 興善ビル 401 TEL: 095-827-0005 FAX: 095-827-0006 e-mail:  
[takahira-hajime@carol.ocn.ne.jp](mailto:takahira-hajime@carol.ocn.ne.jp) ホームページ : <http://takahira-hajime.jp/>